

体育会剣道部の目的

本体育会剣道部は、剣道の奨励、発展と相互の親睦融和を図り、礼儀忠誠を尊び日本剣道精神の修得、技術の練磨習熟、心身の事上練磨、人格陶冶の意を以ってその目的とする。

総則

第1条 体育会剣道部は、日本大学工学部体育会規約に基づき、福島県郡山市田村町徳定日本大学工学部内に設置する。

第2条 本部は、部員・監督・部長・及び顧問をもって組織する。

第一項 部員の資格は1年より4学年までとする。

第3条 幹部

第一項 幹部構成は原則として次のようにする。

主 将	1 名
副 将	1 名
統 制 長	1 名
主 務	1 名
総 務 長	1 名
統 制	1 名
副 務	2 名
総 務	2 名
会 計	1 名
涉 外	1 名
道 場 長	1 名

第二項 幹部の任期は1ヵ年とし、3学年の10月末から4学年の10月までとする。

第三項 新幹部の選出は、全部員の意見を重視し、前幹部が任命、3学年より選出する。

第4条 総会

第一項 原則として月一回の総会を召集する。

尚、幹部の要請があった時主将は臨時総会を召集することができる。

第二項 部則の改正、追加等の議題承認を行う場合は、全部員の3分の2以上の出席で総会が成立し、議決には出席部員の70%以上の承認を必要とする。

第三項 総会での議長は総務とし、書記は議長の任命とする。

第四項 総会で報告すべき事項は次の通り。

(イ) 部則の改正に関する事項(第4条第三項に従う)